

## 検査済証のない建築物の建築基準法適合状況調査のご案内

### 「検査済証のない既存建築物」でお困りのことはございませんか？

当財団は、長年にわたって培った豊富な経験と技術力を生かし、公正・中立な立場で、第三者審査・検査などの信頼あるサービスを提供しております。

#### 【検査済証のない既存建築物の調査の主な目的】

当財団では「検査済証のない既存建築物」に係る建築基準法の適合状況調査を行っております。本調査は以下のような活用方法を想定しております。

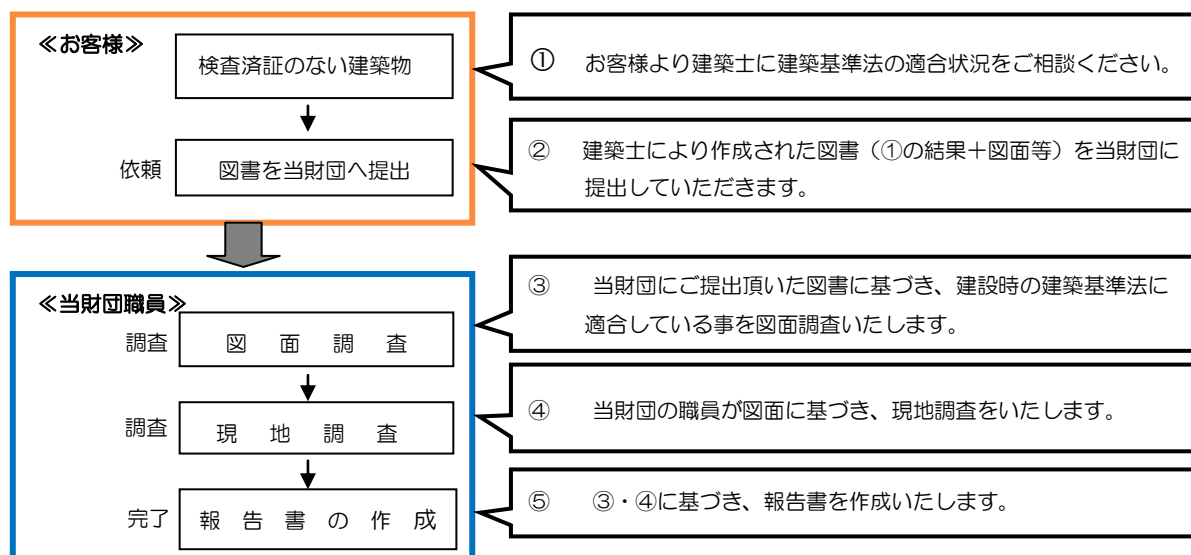
- ・ 検査済証のない建築物の増改築や用途変更に伴う確認申請手続き等の基礎資料
- ・ 検査済証のない建築物の耐震診断における既存不適格建築物であることの根拠資料
- ・ 検査済証のない建築物に対して金融機関が融資の可否を判断するための資料

#### 【対象建築物】

- ・ 延べ面積が 500 平方メートルを超える建築物 ほか

\* (対象建築物の詳細につきましては、当財団ホームページの確認検査業務規程をご覧ください。)

#### 【調査の手順】



※「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」より

#### ●お問い合わせ窓口

本部確認検査部 天野（意匠）・大賀（設備）・中村（構造）

TEL：03-5283-0470

大阪事務所 増田・横山（土朗）

TEL：06-6264-7731



一般財団法人日本建築センター  
The Building Center of Japan